

6. 活断層が確認されている地域において特別な備えとして何かあるか？

知識編コラム5で「活断層が内陸型地震の発生源である」という話がありましたが、実のところ我国の陸域には約2000の活断層があるとされ、日本中が傷だらけひずみだらけだとも言えます。また活断層は規模や活動度にもよりますが内部のひずみの累積と解放で概ね一定間隔で地震は起こることも判っています。近年は変動地形学的手法を用いることによって、いくつかの活断層では地表断層線の地表トレースが格段に上がってきていると言われています。したがって、**活断層として明確に示されたところで新たな建物を建てることは可能な限り避けるべきでしょう。**たとえばアメリカ・カリフォルニア州には活断層法というものがあり、活断層の両側15mの範囲での居住構造物を禁止しています。またニュージーランドでは活断層の地表断層線から両側20mについては開発制限がなされていますし、日本でも徳島県や横須賀市、福岡市などで活断層から一定の範囲での土地利用を規制・制限している都市も出始めています（表1）。

表1 国内の活断層対策事例

地域 (断層帯名)	内容
神奈川県横須賀市 (衣笠・北武断層帯、武山断層帯)	「野比4丁目地区地区計画」 活断層より両幅25mの範囲には開発を制限 「横須賀リサーチパーク地区地区計画」 活断層より両幅15mの範囲には開発を制限
徳島県 (中央構造線断層帯)	「中央構造線活断層帯に係る土地利用の適正化」 活断層付近40mを特定活断層調査区域と設定し、 特定施設の開発を許可制
福岡県福岡市 (警固断層帯)	建築基準法実行条例を一部改正し、耐震性能の強化及び情報提供

<chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/>
https://www.jstage.jst.go.jp/article/reportscpij/20/2/20_186/_pdf/-char/ja

ただし、すでに元から断層線上にある家屋や建物についてはどうすれば良いかの答えについては正直持ち合わせていないというのが本当のところ。それは、土石流の到達する恐れがある場所の家屋について強制的に移転させる法律がないのと同じ事。つまり、現在のところ行政的には、そこがどういう災害が起こりえる場所であるかをハザードマップとして提供できるのが精一杯ということなのです。したがって移転するか否かは、そこに住む住民自身の判断にゆだねるしか無いというのが本当のところ。

とはいえ、活断層が確認されている地域で、地表活断層線上であるなしにかかわらず、これまで内陸地震の被害を参考にすることはできます。活断層線上を除けば、**ほとんどは揺れの大きさと建物の構造が被害の程度を左右すると言っても過言ではありません。**たとえば、今年元旦に生じた能登半島地震では、震度6強のところでの重い瓦屋根の木造家屋がぺしゃんこになりました。2016年の熊本地震でも同じような被害が散見されました。したがって、**軽い屋根構造にしたり筋交いなど最新の建築基準に準じた耐震補強などで備えることなどが重要になる**でしょう。もちろん、その他の備えとしては「**家具や家財の固定**」などこれまでの地震時の備えと異なるわけではないことは言うまでもありません。